

第五種共同漁業権遊漁規則

**内共第20号
第22号**

令和7年12月25日施行

美山漁業協同組合

美山漁業協同組合内共第 20 号及び 22 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、美山漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 20 号及び 22 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、おいかわ、うぐい、あじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 4 条 遊漁による漁具・漁法は手釣、竿釣（餌釣、友釣、ヤス・引っ掛け、タテガリ、毛針釣、ルアー釣・フライ釣）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
ヤス・引っ掛け、タテガリ	釣糸は 1.5 号以下、ハリは 9 以下 リール、ルアーの使用は禁止
友釣	リールの使用は禁止
たも網	たも網の口径は 40cm 以下

2 前項に規定する遊具・漁法のうち次の表の左欄の漁法はそれぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

ヤス・引っ掛け	1月1日から8月15日まで
ガリ	1月1日から9月14日まで

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期間
あゆ漁業	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
あまご漁業	2月1日から9月15日までの期間内で組合が定めて公示する期間
うぐい漁業	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう漁業	6月1日から11月10日まで
おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
武儀川 徳永えん堤上流端から 下流60mまでの区域	1月1日から 12月31日まで	うぐい あじめどじょう おいかわ
柿野川 西洞谷と東洞谷合流点から 西洞谷上流200mまでの区域	1月1日から 12月31日まで	うぐい あじめどじょう おいかわ

(釣り専用区)

第7条 次の表の左欄の区域について、右欄の期間中は、友釣、餌釣、ルアー釣・フライ釣、毛針釣以外の漁法で漁業をしてはならない。

区域	期間
武儀川支流神崎川 谷合の落合橋上流300m下流100mの間	組合が定めて 公示する日から 9月15日正午まで
武儀川 富永の富永橋下流50m地点より 下流へ200mの間	
武儀川 徳永の徳永堰堤より下流へ260mの間	
武儀川 佐野の佐野橋上流200m地点より あみかけ大橋下流100mまでの間	
武儀川支流神崎川 片原の片原キャンプ場つり橋より 瀬見橋下流250mまでの間	
武儀川 岩佐の美山大橋より下流へ300mの間	
武儀川支流神崎川 神崎の清流橋より下流へ350mまでの間	

(全長の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	体長
あまご	15センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、次表に基づき減免を受けようとする障害者はこれを証する手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）を提示しなければならない。また、次表にかかわらず、遊漁者が18歳以下のときは無料。

漁業の名称	期間	遊漁者区分	遊漁料の額	現場加算料
あゆ	年間	一般	12,000 円	3,000 円
		女性・障害者	10,000 円	
	1 日	一般	3,000 円	
		女性・障害者	1,500 円	
雑魚 あまご うぐい おいかわ あじめどじょう	年間	一般	7,000 円	1,500 円
		女性・障害者	5,000 円	
	1 日	一般	1,500 円	
		女性・障害者	750 円	

- 2 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、1 日遊漁料については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には前項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。
- 3 前項に規定する指定遊漁証取扱所、オンラインシステムは、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日から施行する。